

魚津市告示第126号

魚津市松倉コミュニティセンター整備事業・施設設計業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年4月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市松倉コミュニティセンター整備事業・施設設計業公募型
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 魚津市が建替え工事を行う魚津市松倉コミュニティセンターについて、その施設に最もふさわしい設計候補者を選定するため、魚津市松倉コミュニティセンター整備事業・施設設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に報告する。

- (1) 応募者及び応募者の作る提案書その他応募者から提出された書類の審査に関すること。
- (2) 提案の評価及び設計候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設計候補者の選定のため、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から委員会が設計候補者を選定した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長は、委員会が設計候補者を選定したときは、関係書類とともに市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部地域協働課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。